

# 2015年度公益社団法人神奈川県社会福祉士会事業計画

## はじめに

### <本会の動き>

公益社団法人神奈川県社会福祉士会は、「県内における社会福祉の増進や県民の生活の向上に寄与すること」を基本とし地域、関係機関などからの本会の活動に対する期待に応えるべく、事業内容の再構築及び組織改編等を行なってきました。

また、神奈川県から3つの事業（①ホームレス等及び生活困窮者支援事業、②地域生活定着促進事業、③県内避難者支援事業）を受託してきました。ホームレス等及び生活困窮者支援事業の一部事業（やどりぎ）及び県内避難者事業については制度の整備、状況の変化などの理由から2014年度をもって終了しました。加えて多くの行政機関、団体からの要請を受け本会から委員などの推薦を行ってきました。

2015年度は、社会保障制度などが大きく変化していく中、私たち社会福祉士による支援を必要とする県民ひとりひとりのニーズに応じていくことができるように福祉の専門的知識及び技術と社会福祉士としての責任を持って活動を行っていきたいと考えています。

そして、本年度重点事業については、公益社団法人としての期待と責任に沿って4本の柱立てをしました。事業計画も時代や地域の要請に応えられる内容へと整理をしています。

まさに会員一人ひとりの日々の活動の蓄積と協力によって成しえる業であり会員とともに、県民の生活、福祉の向上に寄与していくと同時に社会福祉士会を発展させていきたいと思えます。

### <本年度重点事業・4本の柱>

#### 1 権利擁護及び相談事業（公益1）

成年後見をはじめとし、県民の権利擁護のための相談事業等を展開していきます。障害者・高齢者・児童虐待防止法に基づき尊厳を守る取り組みを行っていくために様々な分野における虐待防止に関する啓発事業や、虐待相談、虐待対応に携わる従事者を対象とした研修を企画・運営を行うとともに虐待の防止や人権擁護、権利侵害に関する調査・研究及び啓発活動を実施します。

自殺防止の観点に立ち、「自殺対策相談員養成講座（仮称）」及び「（自殺対策）包括相談会」を開催とネットワークの構築を行うことで、生活課題を抱えた県民の支援を行い、孤立死等悲惨な状況を防いでいきます。

#### 2 地域福祉の増進・福祉サービスの質の向上に関する事業（公益2）

年齢、文化、障害、宗教などさまざまな理由によって生活困難に陥っている状況にあっても、その地域から排除されることなく社会生活ができる共生社会の実現に向けた取り組みを行います。具体的には、生活困窮者への相談支援及び自立支援、シェルター等の運営、司法分野と共同（協働）した触法障害者や高齢者の支援等及び地域ネットワーク作り、東日本大震災により神奈川県に避難されている方々への専門的支援での経験等を活かし新たに災害対策について検討体制整備等を行っていきます。また、第三者評価事業では調査員の質を高め、評価の公正を図ります。

#### 3 福祉人材育成事業（公益3）

県民の福祉を推進していくために、常に社会福祉士としての不断の努力が必要です。そのためにも生涯研修センター機能を充実し、本事業を積極的に推進していきます。そして専門職として求められる力量や、必要な知識・技術を習得していくための研修を充実させていきます。また「認定社会福祉士」制度も始まっており、制度の周知と普及を推進していきながら、質の高い実践力やスーパービジョンがで

きる専門家を養成していきます。

#### 4 組織整備・強化に関する事業

本会が、適正かつ効果的に事業を展開していくために組織体制や規則類の見直し・整備を行っていきます。また、本会の役割・責任などについて周知や徹底を図っていきます。そして、広報活動や支部活動を更に充実させることによって各地域に即した活動を行っていくとともに組織強化の取り組みを行い、組織率の向上を目指していきます。また、国の「生活支援戦略」の具体化に対応できる組織体制を検討していきます。

### I 総務局

#### 1. 公益法人化にともなう組織の運営整備

方針：公益法人化以降の組織編成の変更と事業運営の整備を進めます。

- (1) 既存の規程類から新規則への変更・整備を行う。
- (2) 新組織体系図に基づく事業の推進と定着を図る。
- (3) 総会を年1回、理事会を年間（8～9回）、正副会長会議は原則毎月開催する。
- (4) 支部連絡会議を年間2回開催し、支部との連携協力体制を強化するとともに本会活動の活発化を図ります。

#### 2. 関係団体との連携

方針：県内外のソーシャルワーク関連団体との連携を進め、ソーシャルケアサービス関連団体のネットワークを作っていきます。

- (1) 公益社団法人日本社会福祉士会及び各都道府県社会福祉士会等と連携する。
- (2) 介護認定審査会や障害程度区分認定審査会への委員推薦などを通し、県下各市町村との連携を深めます。
- (3) 横浜家庭裁判所、横浜弁護士会、リーガルサポート神奈川県支部、横浜生活あんしんセンターなどとの連携を進めるとともに、成年後見法学会など学会、研究教育機関との協力も進めます。
- (4) 県や市町村行政の受託事業を通じた連携、県・市町村社協、県医療社会事業協会、県精神保健福祉士協会、県介護福祉士会等との連携の他、（特非）県介護支援専門員協会や、県社会福祉士養成校協会等とも連携を図ります。

#### 3. 広報部

方針：地域福祉の増進のために神奈川県内の地域性、分野対象の独自性等をふまえ、情報通信技術を活用しながら、会員を含む神奈川県民にとって必要な情報の提供・発信を行います。

- (1) ホームページ内容、機能のさらなる充実を図り、会員及び県民への情報発信の場を広げます。
- (2) 会員及び一般県民向けに地域福祉増進を目的とした啓発的な役割を持つ広報誌として「かながわの風～社会福祉士会だより」を年4回刊行します。
- (3) ホームページに会員、福祉専門職、関連分野の専門職を対象とした研修情報や事業紹介を掲載します。

#### 4. 組織率向上部

方針：本会事業への会員の主体的参加を促進することを目標にし、本会の状況把握、問題（本会に対する期待など）分析、新規合格者及び未入会者の入会促進、会員同士の交流を図ることにより組織率向上を目指します。

- (1) 各社会福祉士養成校、各事業所の受験資格保有者への受験勧奨・受験支援を積極的に行なうことにより、資格未取得時点から本会との関わりを密なものとし、社会福祉士の資格取得者の増だけ

ではなく、本会への入会促進を図ります。

- (2) 取り組みに際しては“参加者目線”“参加しやすい企画”を常に心掛け、未加入者については加入促進を進め、加入者の増（組織率の向上）を図ると共に、本会会員については、満足度の向上に向けた事業を企画・実施することで、会員の定着率を高めると共に、会発展に寄与する人材の発掘を進めます。
- (3) 会員の本会活動への参加促進及び支部活動の振興を目的にし、各支単位で実施している活動の共有、問題等の把握を行っていきます。
- (4) 社会福祉士自体の増加を目指し、社会福祉士養成校との関係構築及び事業所の受験資格保有者等の発掘の方法などの調査・開発を行っていきます。

## Ⅱ 公益・福祉局

### 1. 相談事業部

方針：さまざまな生活課題をかかえながら潜在化している県民・市民のニーズに対して、社会福祉士としての知識や技術を活かして、アウトリーチ的ソーシャルワーク活動を実践し、ノーマライゼーション・権利擁護に資することを目指します。

#### (1) 県民・市民に対する相談活動

- ① 7月20日(海の日) ソーシャルワーカーデーに合わせて、関係団体と協力連携を図りながら相談・啓発事業を実施します。(実施は7月20日前後を予定)

#### (2) 生活困窮者に対する自立支援と県民に向けた啓発活動

- ① 経済的困窮などの複合的な課題を抱えて社会的に孤立した生活困窮者に対して、あらゆる権利侵害の発生を防止するために、ホームレス(生活困窮者)や生活保護受給者の自立を目的とした支援を行う受託事業である「シェルターはばたき」、「かがやき広場」、「ワークせせらぎ」を側面から支えて支援していきます。
- ② ホームレス及び生活困窮者についての理解や支援につながることを目的として、県民向けのセミナー等を開催し県民への啓発活動を行います。
- ③ 生活困窮者への地域における効果的・効率的なサービスが展開できるように、包括的な相談支援の出来る人材の基盤整備を行い、地域の実情に応じた計画的なサービス計画の策定や、様々な関係機関との連携を構築します。

#### (3) 独立型社会福祉士への支援

- ① 独立型社会福祉士の資質向上のために必要となる情報等を提供する。

#### (4) 権利擁護のための啓発活動

- ① 様々な分野における虐待防止に関する啓発事業や、虐待相談、虐待対応に携わる従事者を対象とした研修を企画・運営します。
- ② 未成年後見制度において、社会福祉士に求められる役割について検討するプロジェクト会議(年4回)や研修会(年2回)等を開催し、今後の方向性を探っていきます。
- ③ 虐待の防止や人権擁護、権利侵害に関する啓発活動を実施します。
- ④ 弁護士会と協力し、虐待ケースへの対応でより専門的な支援が必要とされる場合の協働方法について検討していきます。(検討会議3回)
- ⑤ 相談内容から顕在化したニーズの充足と権利擁護のために、セミナー等を開催し、社会へ積極的に発信していきます。

#### (5) 自殺防止対策事業

- ①横浜市が実施する相談支援機関専門職対象のゲートキーパー養成研修との協働に向けて検討し、希死念慮を抱く方々を地域で支えられるシステムづくりについて模索します。
- ②県内の職能団体(弁護士会、司法書士会等)と共に神奈川県主催の包括相談会に相談員を派遣して、希死念慮のある方々への寄り添った形での相談援助を行います。
- ③地域づくりを基礎とする取り組みとして、まずは地域を限定し横浜市内の地域ケアプラザ、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、区役所に対してアンケートを実施します。地域課題として自殺対策をモデル事業として実施できる地域を確定させます。
- ④ゲートキーパー養成研修(上級)等の修了者を対象に、自殺防止のための相談スキルを更に習得するための実践研修として「(自殺防止)相談員養成講座」を実施するための検討を行います。また、講座修了者から「(自殺防止)相談員」を募集し、相談会を実施するための検討を行います。

## 2. ケアマネジメント・地域包括支援センター推進事業部

方針：高齢者施策、障害者施策等、様々な生活課題を有する人々への支援サービスの質的向上を図ることを目的に、その分野に従事する社会福祉士の知識や技術の研修を行い、県民への社会福祉サービスの更なる充実を目指して、関連の事業の展開及び地域包括支援センターにおいて、従事する社会福祉士等地域包括支援センター職員がその職務を達成するために必要な研修、意見交換会等を実施するとともに、ネットワーク構築支援など関係機関との連携も図ることができるよう支援していきます。

- (1) 地域包括ケア推進をめざし、様々な領域に向けた情報提供や研修機会を提供する。
- (2) 地域住民の生活支援や良好な社会福祉サービスの提供を図るために、関連諸事業に従事する社会福祉士等福祉人材の育成、関連他団体との連携等にかかる事業の実施を図ります。
- (3) 地域包括支援センター(以下、支援センター)が担う包括的支援事業の総合相談事業及び権利擁護事業において、支援センター職員がより高い専門性を持って、高齢者が安心して暮らし続けることができる地域作りに寄与することができるよう支援します。
- (4) 高齢者への介護保険関連等諸サービスのケアマネジメントに関するスキル等の学習会を行います。
- (5) 他の委員会と連携・協働による研修会の企画開催をします。
- (6) その他介護保険従事者等の資質向上に必要な実践的な研修会の企画開催をします。

## 3. 第三者評価事業部

方針：福祉サービスの質の向上を目指して平成17年度より第三者評価事業機関として登録し、受審希望事業者に調査を行ない事業の評価を行なってきた。公益社団法人化後の引き続きその重要性から実施を進め、平成25年度には社会的養護施設の登録(全社協)をし、今日の社会的課題に対応する機関として事業を進め、本年度も同様に進める。年間の調査件数の目標は10件以上を目指していきます。

- (1) 福祉サービス第三者評価事業運営委員会を定期的に開催し、事業の進捗状況の確認と、市町村及び受審希望事業所への迅速な対応に努めます。
- (2) 前年に引き続き、神奈川県社会福祉協議会が開発した独自の評価項目・手法を用いて、第三者評価事業を実施する。また、障害・高齢<グレード2>の普及にも努める。具体的には、以下の評価項目・手法を使用し、第三者評価事業を行います。
- (3) 今年度の目標として、10箇所事業所程度の第三者評価の受審を目指します。
- (4) 評価の決定にあたっては、外部委員を中心とした評価決定委員会を、年数2回程度開催し、より優れた客観性に基づく評価結果の公表と、透明性の確保に努めます。
- (5) 評価調査員の質の向上を図るため、継続研修、フォローアップ研修を定期的に実施し、必要に応

じ視察研修も実施します。

- (6) 福祉サービス第三者評価推進機構への協力を行います。

神奈川県社会福祉協議会第三者評価推進機構開催の事業所説明会等に協力し参加します。

#### 4. 社会福祉士国家試験受験対策事業部

方針：今後の社会福祉援助活動の中心となる社会福祉士の養成を目指し、引き続き国家資格取得支援の推進を図ります。また、減少傾向が見られる受験対策講座の参加者の傾向について、関係者と更なる情報共有を図っていきます。

- (1) 社会福祉士国家試験受験対策講座を実施。
- (2) 社会福祉士国家試験模擬試験を実施
- (3) 大学の国家試験受験対策講座へ講師を派遣。（東海大学）
- (4) 社会福祉士国家試験の直前対策講座を実施。
- (5) 教授方法や意見交換のため、講師会を開催。
- (6) 社会福祉士国家試験合格者祝い会を企画主催

#### 5. 社会福祉士実習指導者養成事業部

方針：今年度は新たな取り組みとして、実習指導者の養成事業の枠にとどまらず、社会福祉士の「人材育成」の視点から、広く情報収集および意見交換する場としてのプロジェクト会議を立ち上げます。これまでも委員およびオブザーバーとしてご協力頂いてきた行政、関係施設や機関、養成校と連携して行います。当面は本事業が担当窓口となりますが、当会組織の中において「人材育成」を広く考える場としての位置づけとして活動展開をしていきます。

従来 of 講習会実施については、実行委員会を設置し対応していきます。社会福祉士実習指導者講習会及び修了者へのフォローアップ研修、分野別実習プログラム検討会を実施します。（概要は下記（3）参照）

- (1) 社会福祉士人材育成・活用プロジェクト会議の開催

年2回開催予定。行政、関係施設および機関、養成校等よりプロジェクトメンバーとして参加していただき、社会福祉士の（養成～任用～研修）にポイントをおいた意見情報交換をおこない、当会の今後の取り組みについてもご意見をいただく場とします。会議開催担当としては当事業の担当理事が担います。正副会長および関係理事等も必用に応じて参加し、開催します。

- (2) 実習指導者養成事業実行委員会の実施

従来 of 講習会等（（3）参照）の、企画～実施を担う委員会とします。当事業委員長の助言のもと、担当理事を含む委員会メンバーが講習会等の開催までを対応します。（年6回程度を予定）

- (3) 実施予定の講習会および研修等

- ・社会福祉士実習指導者講習会（年1回、2日間）
- ・修了者へのフォローアップ研修

（2015年度は、日本社会福祉士養成校協会関東甲信越ブロック「社会福祉士育成推進大会」の分科会参加を予定）

- ・分野別実習プログラム検討会

（年3回、福祉事務所および社会福祉協議会の分野検討を予定）

#### 6. 神奈川県地域生活定着支援センター事業部（受託）

方針：刑務所や少年院など矯正施設には福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者も入所しています。

矯正施設から退所したのち、自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、保護観察所

と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、地域の中で自立した日常生活、社会生活を営めるようにすることを目的として、業務を行います。

- (1) コーディネート業務：保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所予定者が必要とする福祉サービスの内容の確認を行い、受入れ先施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援を行う。
- (2) フォローアップ業務：コーディネート業務でのあっせんにより、矯正施設から退所したのち、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行います。
- (3) 相談支援業務：矯正施設から退所した人及び、その他センターが福祉的な支援を必要とすると思われる人の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。
- (4) その他の業務：センターの業務を円滑かつ効果的に実施するため、センターの運営及び個々の利用者の事例に対応して関係機関等からなる会議の開催や保護観察所又は県が主催する会議へ参加します。
- (5) 啓発活動：支援に関わる関係者を対象とする研修の開催、保護司、民生委員・児童委員等との連携活動、地域住民への啓発活動、情報発信など対象者が地域に定着する支援業務を行う。

## 7. 司法福祉ネットワーク委員会

方針；「罪」を犯した障害者への福祉的支援は、司法手続きの各段階（被疑者・被告人段階）における司法関連機関等と連携して対応する必要があります。このいわゆる「入口支援」の新たな仕組みを作り、「地域生活定着支援センター」を中心としたいわゆる「出口支援」の取り組みも含め、本人を中心としたつながり（関係性）を作る。そして、障害者への権利擁護の視点も押さえ、自立した地域での生活を獲得するために県内関係機関や事業者との連携を築き特別な配慮を意識的に行います。

- ① 弁護士会、地方検察庁などの関係機関との連携協力により「生きにくさ」を抱える被疑者、被告の方への支援を行う為の組織を確立します。
- ② 被疑者・被告人への福祉的支援に関する弁護士・福祉スタッフとの連携」について、そのスキルを身に着けることと、その実践ができる人材を養成するための講座を開催します。
- ③ 矯正施設を退所する対象者が、地域において安定した生活環境を得られるように地域生活定着センターと協働し関係機関とのネットワークを形成します。
- ④ 司法、福祉の両面から罪を犯した障害のある方々への権利擁護のために地域社会への啓発を行うための講演会を行います。

## 8. ホームレス（生活困窮者）自立支援推進等相談事業部

### (1) 生活困窮者支援ネットワーク委員会

方針：経済的困窮、精神的面、家庭や健康問題などの複合的な課題を抱えて社会的に孤立した生活困窮者を地域の中で早期に発見し、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止するために、社会福祉士のネットワークを生かして必要な支援につなげ、再び生活困窮に陥らないように支援することを目的とします。

- ① ホームレス（生活困窮者）や生活保護受給者の自立を目的とした支援を行う受託事業である「シェルターはばたき」、「かがやき広場」、「ワークせせらぎ」を側面から支えて支援していきます。
- ② 複合的な課題を抱えて社会的に孤立した生活困窮者を地域の中で早期に発見するために、ネットカフェ巡回相談などを行います。

- ③生活困窮者及び生活保護受給者の生活実態を知ると共に、生活の質を向上させる為の環境や社会資源を整備しながら、生活困窮者及び生活保護受給者の相談支援に精通する社会福祉士等を育成し、複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立に向けて、相談支援が出来るように意見交換の場や、基本知識、支援方法、事例、無料法律相談などの研修を企画してスキルアップをしていきます。
- ④受託事業の支援業務から培われた相談支援方法をマニュアル化する事により、より良い研修システムを構築し、実践発表大会などを活用しながら社会に対して発表をしていきます。

## (2) シェルター「@HOUSE はばたき」生活困窮者自立支援 一時生活支援（相模原市 受託事業）

方針：初期段階からの総合相談やアウトリーチ支援を行い、地域の中で生活課題を抱える者を早期に発見するとともに、失業等で居場所を失ったり社会から逃避してしまったホームレス等一定の住居を持たない生活困窮者が、経済的困窮と社会的孤立から脱却するために、緊急一時的な宿泊場所を提供します。入所した要保護者個々の生活実態等に応じた課題解消に向けて自立助長に繋がるように、生活・健康面への援助や就労支援を行うとともに、社会福祉士のネットワークを生かして必要な支援等につなげ、再び生活困窮に陥らないように安定した居宅生活の確保に向けて要保護者の自立を図ることを目的とします。

- ①健康面や就労支援や家計相談等のアドバイスも行いながら、必要なサービスにつなげていきます。
- ②生活困窮状態から脱却できた者が、再びの生活困窮状態を繰り返さないように、アウトリーチを行いながらフォローアップ支援を行います。

## (3) 「かがやき広場」生活保護受給者の社会的居場所事業（神奈川県小田原保健福祉圏域・厚木保健福祉圏域 受託事業）

方針：生活保護受給者の日常的自立と社会的自立に向けての支援を致します。

### ①「社会的場所づくり事業」

地域社会から孤立しがちな生活保護受給者が、アウトリーチによる日常生活等の相談をきっかけに、日常生活上の課題の整理や、社会経験・社会交流等の機会の提供を行うことで、生きがいの発見などを通じて自信と意欲を養い、再び社会とのつながりを結び直し地域とともに生きていくための支援を行います。

- ・日常生活上の相談、日常生活支援、社会貢献活動の機会の確保、健康予防に関する支援、居場所づくり（サロン）を行います。

### ②「居住の安定確保事業」

生活保護受給者が、安定した生活を営むための居住環境を整え、債務処理・家計管理が出来るように、社会とのつながりを築きながら自立に向けて支援していきます。

- ・公営・民間住宅入居に関する支援、代理納付等に関する支援、居住の安定の為の支援を行います。

## (4) 「ワーク せせらぎ」生活保護受給者中間的就労支援事業（秦野市 受託事業）

方針：生活保護受給者の経済的自立に向けての支援を致します。生活保護を受給している方に対して、就職に対する不安を取り除いていくことで、ご本人が就職活動に向かえる準備を行っていきます。

### ①日常生活相談支援

日常生活のリズムを整えたり、就職活動をするための金銭の管理方法などを理解していただくことで、ご本人に就職活動ができるように支援します。長く就職をしていないことで、少しずつ作業等を提供することで、仕事をする体力作りにも取り組んでいきます。

## ②就労活動促進のための支援

- ・ハローワークの活用法、履歴書の書き方、面接への対応方法、ビジネスマナー等を習得することで、安心して就職活動ができるように支援します。
- ・ボランティア活動や就業体験を行うことで、仕事に対するイメージをつかんでいただきます。
- ・パソコンの技能の習得を支援し、就労に向けて準備していきます。

## ③就労支援プログラム移行後のフォロー

支援終了後も、必要に応じて相談などを実施し支援していきます。

## 9. 成年後見・権利擁護事業部

方針：ぱあとなあ神奈川は、権利擁護を必要とする県民の方々が成年後見制度を円滑に活用できるよう、一般県民向けの啓発活動、相談窓口の運営、福祉従事者を対象とした研修会の開催、社会福祉士の成年後見人等の養成、成年後見人等候補者の紹介、当会法人後見の受任に関わる業務を行います。また、ぱあとなあ名簿登録の更新制度の導入や事業部員に対する相談体制の充実により、ぱあとなあ神奈川事業部員による成年後見活動等のさらなる質の向上を目指しています。

(1) 県民の権利擁護のため成年後見制度の効果的活用を促進する。

- ①ぱあとなあ神奈川成年後見相談（電話・面接・出張）の継続実施
- ②福祉関係者等を対象の「成年後見活用講座」（基礎編・応用編）の継続実施
- ③一般県民も参加可能な成年後見に関連する研修の企画実施

(2) 県民及びぱあとなあ事業部員への質の高い成年後見相談体制を構築する。

- ①ぱあとなあ神奈川成年後見相談員研修（養成研修・現任研修）の継続実施
- ②ぱあとなあ神奈川成年後見相談員ハンドブックの作成

(3) 県民の社会福祉士に対する成年後見制度利用ニーズに応える体制を整える。

- ①成年後見人養成研修及び任意後見人養成研修の継続実施
- ②任意後見契約及びその事務の適切かつ公正な執行を審査する「任意後見審査委員会」の立ち上げ。

(4) ぱあとなあ神奈川事業部員による成年後見活動の質の向上と標準化を推進する。

- ①研修受講義務化等による「更新制度」を開始
- ②必須研修/選択研修の体系的実施

(5) ぱあとなあ神奈川事業部員による成年後見活動が適切に行われるよう支援体制を構築する。

- ①地区ぱあとなあ活動の支援
- ②ぱあとなあ神奈川成年後見活動定期報告による事業部員の活動支援と家裁による後見監督の推進

(6) 法人後見活動を適切に推進する。

- ①ケース検討・担当者会議の開催及び課題整理等の計画的実施

## 10. 支部活動支援事業

方針：より県民に近い地域で行うことが望ましい公益事業等を行うために支部の設置し活動を行っています。また、会員が、情報交換、県民のニーズの把握及び共有、支援に必要な専門知識及び技術の向上のために必要な事項について支援を行っています。

(1) 川崎支部

- ①法改正等、福祉の動向について理解を深めていきます。
- ②市内施設等の社会資源の把握に努めます。
- ③会員の職域や業務を通じながら相互に学びあいます。



- ④会員間の交流を深めながら問題意識を高めます。
- ⑤未加入者の加入促進に努めます。
- ⑥一般市民に対して、啓発活動、相談支援活動、研修の提供を行います。

## (2) 横浜支部

- ①研修、地域連絡会等の会員活動を通じて、有機的な組織作りを行っていきます。
- ②メーリングリスト、ブログ、フェイスブック等で活動紹介し、支部活動を見えやすくしていきます。
- ③社会福祉士が社会福祉士を支え、育つ仕組み作りを行っていきます。

## (3) 相模原支部

- ①支部会員の交流や横との繋がりを深めつつ、市民に対する福祉の啓発や支援活動を行い、支部活動の活性化を図る。
- ②成年後見制度申し立て相談支援事業  
市内福祉施設等を会場とし、地域住民や施設利用家族等を対象に、成年後見制度の利用に向けた相談活動を行います。(年3~4回実施)
- ③避難者交流事業  
川崎支部・県央支部と合同にて県内避難者の交流場の場を提供していきます。  
相模原市が行う避難者交流事業への協力を行っていきます。
- ④公開セミナー事業  
支部会員のみならず、会員以外の福祉従事者や一般市民にも広く周知し、公開セミナーを開催し、併せて相談会を実施します。
- ⑤定例会開催事業  
支部定例会として、会員相互の情報交換や新入会会員への参加を促す取り組み、成年後見活動者を集めた情報交換会等を行う(毎月1回)
- ⑥支部会員研修事業  
支部会員の研鑽の場、及び交流の場として研修会や施設見学会、子育て中の会員の交流会等を開催します。

## (4) 県央支部

- ①会員相互のネットワーク作りを行ってゆきたいと考えています。そのために、定例会、交流会、市町村ネットワーク事業を実施します。
- ②会員の資質の向上を図りたいと考えています。そのために、定例会時に情報交換会と研修を実施し、会員向けの研修会を実施します。
- ③権利擁護事業として、ぱあとなあ県央との協力の下、座間市と海老名市で成年後見相談会を実施します。
- ④地域福祉の向上として、地域の福祉まつりへの参加、福祉施設の見学会、市民も対象とした研修会を実施し、見守り隊の支援活動を行っていきます。

## (5) 横須賀・三浦支部

昨年度引き続き「社会福祉実践を通して専門性を高めよう」を目標にし、「生活困窮」・「司法福祉」をテーマに活動を行っていきます。

- ①地域住民の権利擁護に貢献をするため、地域の福祉祭りに参加をして相談ブースなどを設け、福祉の啓発・周知活動を行っていきます。
- ②公開講座を開催して専門職・地域住民との勉強会を通して、地域福祉の向上を図ります。
- ③他専門職との合同研修を通して地域における福祉の向上を通して、地域住民に貢献できるように活動を行っていきます。

## (6) 湘南東

- ① 会員の相互交流と地域におけるネットワークづくり、援助技術の研鑽のために、定期的な研修・交流会を行います
- ② 地域での一般市民向け啓発活動として講演会などの企画を行います
- ③ 地域福祉分野及び災害支援対策等、関係機関との連携により地域支援対策を検討します
- ④ 機関紙「湘南い〜すと通信」を支部活動報告、会員の意見表明の場とし、支部内外に情報発信を行います
- ⑤ 支部会員の積極的参加をよびかけ組織向上に努め、支部活動の拡大、活発化を図ります。
- ⑥ 地域の関係団体関係機関、及び神奈川県社会福祉士会支部間の交流、連携を図ります。
- ⑦ 六士業会をはじめとする隣接領域の専門職との交流、協力を深め、社会福祉士の活動の顕在化を図ります。

## (7) 湘南西

- ① 会員の資質向上を図っていきます。

原則として、毎月第3土曜日に定例会を開催します。あわせて、年2回の社会福祉施設見学会を行います。また、総会時に公開講座を企画します。

- ② 市民向けの講座を開催します。

第7回のなるほど講座を行います。一般市民の皆さんが暮らしや福祉に関心を持っていただくよう、関連テーマで講演会を計画します。

- ③ 組織基盤を強化し、会員拡大に取り組みます。

総会時に全支部会員に案内を通知します。新規会員への勧誘。また、地元市町との連携を取り支部活動及び社会福祉士会のPRに努めます。

## (8) 西湘

西湘支部2015年度事業のコンセプトは『新しい西湘支部のスタート！つなげていこう西湘の力』です。幹事の更新時期であることから、この3年間で育ててきた西湘支部の取り組みを次の幹事にバトンタッチしながら、更にステップアップした取り組みができるようにしたいと考えています。フェイスブックの活用や女子会、社会福祉士同士のサロン「ゆる☆つな」など会員相互のつながりを深めながら、西湘地域全体に向けて講演会を催すなど公益的な活動も行っていきます。

- ① 社会福祉士会会員以外の一般の方も参加できる市民公開講座としての講演会や参加型研修会を企画し、社会福祉や社会福祉士の役割について理解を促進します。

- ② 会員の交流、条交換等を目的にし、支部会報誌「ブナの樹」年2回発刊、ウェルカムカードの作成・発送、女子会企画、ゆる☆つなサロン（会員同士の勉強会・情報交換の場）、支部全体（おもてなしパーティー・新人歓迎会・懇親会・全体会・車座集会・幹事会・facebook等）を行っていきます。

### 1.1. 災害対策事業

方針：東日本大震災発生直後より避難所の支援、「かながわ避難者見守り隊」を県から受託し、今日まで福島県からの避難者を中心に生活再建、帰還支援、サービス相談などを行ってきた。また、一部の支部では支部活動としてサロン活動を展開している。昨年度はバスをチャーターして会員を対象に福島県檜葉町を視察。その後振り返りの会を開催して今後の活動についてワークショップを開催しました。これらの実践活動から今年度においては、①県内外で発生することが予測される自然災害に対して社会福祉士の立場からどのような支援活動をすべきかを検討するための委員会を設置する。②東日本大震災の被災地及び避難者のために必要な活動の実施（被災地日帰りツアー、ワークショップ等）③関東ブロック社会福祉士会との連携を図り、相互協力体制を確立する。

- (1) 災害対策委員会を設置し、県内の関係団体との連携や活動について検討します。

- (2) 福島日帰りツアー（富岡町）及び振り返りの会の開催します。
- (3) 関東ブロック社会福祉士会災害連携会議へ参加し、関東圏域における連携を強化します。

### Ⅲ 生涯研修センター

方針：日本社会福祉士会生涯研修制度に基づき、基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを継続開催する。あらゆる分野に所属する社会福祉士が専門職として身につけるべき力量を担保できるよう、社会福祉士共通基盤研修や実践発表大会等を企画し、開催します。

生涯研修センターにおいて、県士会における研修全般の調整や、研修履歴の管理システムの検討などを継続して行います。今年度は、認定社会福祉士制度に基づいた研修が設置運営できるように、他の委員会で行っている研修も含めて検討する場を設置し、研修内容を充実できるように方向性を検討していきます。

研修委員会（年5回）、生涯研修スタッフ会議（年3回）、共通基盤研修実行委員会（年2回）、実践発表大会実行委員会（年2回）、研修企画調整等会議（年1回）、研修体系検討会（回数未定）を開催します。

加えて「ソーシャルワーカー」である社会福祉士が、日々の実践の中で方向性を見失うことなくそれぞれの実践現場において、その社会的役割を果たせるよう、私たちの拠り所である「倫理綱領」を丁寧に学ぶ場を持ちます。